

TRADEMARK ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT		
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME		
CONVEYING PARTY DATA			
Name	Formerly	Execution Date	Entity Type
Nippon Columbia Co., Ltd.		10/01/2002	CORPORATION: JAPAN
RECEIVING PARTY DATA			
Name:	Columbia Music Entertainment, Inc.		
Street Address:	1-4-33 Roppongi, Minato-ku		
City:	Tokyo		
State/Country:	JAPAN		
Postal Code:	106-8565		
Entity Type:	CORPORATION: JAPAN		
PROPERTY NUMBERS Total: 1			
Property Type	Number	Word Mark	
Registration Number:	2287515	MS MASTERSONIC	
CORRESPONDENCE DATA			
Fax Number:	(202)887-0689		
	<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>		
Phone:	2027859700		
Email:	rothg@dsmo.com		
Correspondent Name:	Gabrielle S. Roth		
Address Line 1:	2101 L Street, N.W.		
Address Line 4:	Washington, DISTRICT OF COLUMBIA 20037		
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	N9400.0015/T015		
DOMESTIC REPRESENTATIVE			
Name:	Dickstein Shapiro Morin & Oshinsky LLP		
Address Line 1:	2101 L Street, N.W.		
Address Line 4:	Washington, DISTRICT OF COLUMBIA 20037		

OP \$40.00 2287515

NAME OF SUBMITTER:	Gabrielle S. Roth
Signature:	/Gabrielle S. Roth/
Date:	10/06/2005

Total Attachments: 23

source=certificate_Page_1_Image_0001#page1.tif
source=certificate_Page_2_Image_0001#page1.tif
source=assignment_Page_01_Image_0001#page1.tif
source=assignment_Page_02_Image_0001#page1.tif
source=assignment_Page_03_Image_0001#page1.tif
source=assignment_Page_04_Image_0001#page1.tif
source=assignment_Page_05_Image_0001#page1.tif
source=assignment_Page_06_Image_0001#page1.tif
source=assignment_Page_07_Image_0001#page1.tif
source=assignment_Page_08_Image_0001#page1.tif
source=assignment_Page_09_Image_0001#page1.tif
source=assignment_Page_10_Image_0001#page1.tif
source=assignment_Page_11_Image_0001#page1.tif
source=assignment_Page_12_Image_0001#page1.tif
source=assignment_Page_13_Image_0001#page1.tif
source=assignment_Page_14_Image_0001#page1.tif
source=assignment_Page_15_Image_0001#page1.tif
source=assignment_Page_16_Image_0001#page1.tif
source=assignment_Page_17_Image_0001#page1.tif
source=assignment_Page_18_Image_0001#page1.tif
source=assignment_Page_19_Image_0001#page1.tif
source=assignment_Page_20_Image_0001#page1.tif
source=assignment_Page_21_Image_0001#page1.tif

CERTIFICATE

(translation)

Trade Name	Nippon Columbia Co., Ltd. Columbia Music Entertainment Inc.	Changed on October 1, 2002 Registered on October 1, 2002
Head Office	4-14-14 Akasaka, Minato-ku, Tokyo	
	1-4-33 Roppongi, Minato-ku, Tokyo	Transferred on July 1, 2005 Registered on July 1, 2005
Manner of Public Notice	By placing in a newspaper, Nihon Keizai Shimbun, published in Tokyo	
Necessary matters for obtaining information concerning balance sheet	http://www.columbia.co.jp/company/kessan/	Set up on April 30, 2003 Registered on May 8, 2003
Date of Incorporation	10/1/1906	
Purposes	<p>1 Production, manufacturing, and sale of recording sound and picture media. 2 Acquisition, management, assignment and assent of right copy, trademark rights 3 Service of data processing, communications and supply of information 4 Audio and video software business using internet and broadcasting 5 Telecommunication and broadcasting, service and business 6 Mail-order selling business using internet 7 Training and management of musicians and talents 8 Planning, production and sale of programs of TV and radio 9 Planning, production and performance of music, movies, plays, entertainment and lectures. 10 Manpower business 11 Advertising agency business 12 Manufacturing and advertising and sale of apparatus, equipment, attachment and parts 13 Contract work related to the foregoing items 14 All business or related to the foregoing items</p> <p>Change on June 29, 2005 and registered on July 13, 2005</p>	
Number of a unit stock	1,000 stocks	
Total number of stocks to be issued	462,000,000 stocks	Changed on June 27, 2002 Registered on July 19, 2002
Total number of the issued stocks	260,870,177 stocks	Changed on March 31, 2004 Registered on April 19, 2004
Kinds and number of the issued stocks	168,56,2177 ordinary stocks	Changed on March 31, 2004 Registered on April 19, 2004
Amount of capital	1,000,000,000 Yen	Changed on August 2, 2005
Contents and number of each issued stock	369,000,000 ordinary stocks 93,000,000 A preferred stocks (Omission)	
Name and address of transfer agent	(Omission)	
Matters related to officers	(Omission) Representative Director: Sadahiko Hirose (Omission)	Assumed on June 29, 2005
Exemption of directors' liability against the company	(Omission)	Registered on July 13, 2005
Stock option	(Omission)	
	(Omission)	
This is to certify that all of the above items are duly registered in the Company Register.		

CERTIFICATE

(translation)

September 14, 2005

Takao Sugitani / seal/
Register
Tokyo Legal Affairs Bureau

現在事項全部証明書

東京都港区六本木一丁目4番33号
 コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社
 会社法人等番号 0104-01-022656

商号	日本コロムビア株式会社	
	コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社	平成14年10月 1日変更 ----- 平成14年10月 1日登記
本店	東京都港区赤坂四丁目14番14号	
	東京都港区六本木一丁目4番33号	平成17年 7月 1日移転 ----- 平成17年 7月 1日登記
公告をする方法	東京都において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う	
貸借対照表に係る情報の提供を受け るために必要な事項	http://www.columbia.co.jp/company/kessan/	平成15年 4月30日設定 ----- 平成15年 5月 8日登記
	会社成立の年月日	
目的	1 レコードその他音、映像等の記録済み媒体の制作及び製造販売 2 著作権、商標権、意匠権の取得、管理、譲渡、使用許諾及びそれらの代行業務 3 情報処理、情報通信及び情報提供のサービス 4 インターネットを利用した音楽、映像配信事業及び放送事業 5 電気通信役務利用放送法による電気通信役務利用放送事業 6 インターネットを利用した通信販売業 7 音楽家及び芸能タレントの養成及びマネジメント 8 テレビ・ラジオ等の放送番組の企画、制作及び販売 9 音楽、映画、演劇、演芸及び講演その他各種催物の企画、制作及び興行 10 労働者派遣事業 11 広告代理業 12 前各号に関連する機械器具、装置、附属品及び部品の製造販売 13 前各号に関連する工事の請負 14 前各号に附随又は関連する一切の業務 平成17年 6月29日変更 平成17年 7月13日登記	
一単元の株式の数	1000株	
発行する株式の総数	4億6200万株	平成14年 6月27日変更 ----- 平成14年 7月19日登記

整理番号 マ086962

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/21

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2億6087万177株 各種の株式の数 普通株式 1億6856万2177株	平成16年 3月31日変更
		平成16年 4月19日登記
資本の額	金10億円	平成17年 8月 2日変更
		平成17年 8月 3日登記
発行する各種株式 の内容及び数	<p>普通株式 3億6900万株 A種優先株式 9300万株 但し、A種優先株式につき消却又は普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減じる。 A種優先株式の内容</p> <p>1. 優先利益配当金及びその上限額 (1) 当社は、毎決算期最終の株主名簿に記載のA種優先株式を有する株主（以下A種優先株主という。）又はA種優先株式の登録質権者（以下A種優先登録質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という。）又は普通株式の登録質権者（以下普通登録質権者という。）に先立ち、1株につき1円95銭を上限として、A種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の利益配当金（以下優先利益配当金という。）を支払う。 (2) 当社は中間配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、1株につき優先利益配当金の2分の1に相当する額の金銭（円位未満小数第3位以下は切り捨てるものとする。）（以下優先中間配当金という。）を支払う。 (3) 優先中間配当金が支払われた場合においては、(1)の優先利益配当金の支払は、優先中間配当金を控除した額による。但し、毎年10月1日から翌年3月31日までの間に株式の分割又は株主に新株引受権を付与して新株発行を行ったときは、6. (3)乃至(5)による調整後の優先利益配当金からその2分の1相当額を控除した額による。 (4) 優先利益配当金及び優先中間配当金は、A種優先株式発行後2年以内に開始する決算期（以下優先配当決算期という。）に関してのみ支払うものとし、それ以降の決算期においては支払わない。但し、2.に基づく累積未払配当金については、優先配当決算期及びそれ以降に到来する決算期の利益処分において支払をなすことができるものとする。</p> <p>2. 累積条項 当社は、優先配当決算期に関してA種優先株主又はA種優先登録質権者に対して支払う優先利益配当金の全部又は一部が支払われないときは、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額（以下累積未払配当金という。）については、普通株主又は普通登録質権者に先立ってこれをA種優先株主又はA種優先登録質権者に支払う。</p> <p>3. 参加条項 当社は、優先配当決算期に関して普通株主又は普通登録質権者に対して優先配当金と同額の利益配当金を支払った後さらに残余から利益配当金を支払うときは、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対して、優先利益配当金のほか、普通株主又は普通登録質権者に対して支払われる1株当たり配当金のうち優先利益配当金を超える金額を支払う。また、普通株主又は普通登録質権者に対して優先中間配当金と同額の中間配当金を支払った後さらに残余から中間配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対して、優先中間配当金のほか、普通株主又は普通登録質権者に対して支払われる1株当たり中間配当金のうち優先中間配当金を超える金額を支払う。</p>	

4. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対して、1株につき65円65銭及び累積未払配当金相当額を普通株主又は普通登録質権者に先立って支払う。但し、1株につき65円65銭の金額は、6. 各号の事由が生じたときは、6. 各号を準用して調整する。

(2) A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、(1)のほか残余財産の分配を行わない。

5. 議決権

A種優先株主は株主総会において議決権を有する。

6. 株式の分割又は併合、新株引受権の付与

(1) 株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びA種優先株式ごとに、同時に同一割合でこれを行う。

(2) 当社は、株主に新株引受権を付与するときは、i) 普通株主には普通株式の新株引受権を、A種優先株主にはその所有するA種優先株式と同一種類のA種優先株式の新株引受権をそれぞれ同時に同一割合で付与することあるいはii) 普通株主とA種優先株主の双方に普通株式の新株引受権を付与することによりこれを行う。

(3) 株式の分割が行われたときは、優先利益配当金は次式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \text{調整前の1株当たり優先利益配当金} \times \frac{\text{分割による増加優先株式数}}{\text{分割後の優先株式数}}$$

(4) 株式の併合が行われたときは、優先利益配当金は次式によって算定された調整額を加算した額とする。

$$\text{調整額} = \text{調整前の1株当たり優先利益配当金} \times \frac{\text{併合による減少優先株式数}}{\text{併合後の優先株式数}}$$

(5) 株主に新株引受権を付与して新株発行を行ったときは、A種優先株式に対する優先利益配当金は、次式によって算定された調整額を控除した額とする。なお、A種優先株式の時価については、適正な価額として取締役会の定めるところによるものとする。

$$\text{新規発行の} \times \frac{\text{優先株式} - \text{新規発行の優先株式払込価額}}{\text{時価}}$$

$$\text{調整額} = 1 \text{株当たり} \times \frac{\text{調整前の優先配当金} \times \text{既発行の優先株式数} + \text{新規発行の優先株式数}}{\text{優先株式時価}}$$

(6) (3)乃至(5)における調整額の算定については、円位未満小数第3位以下は切り捨てるものとする。

7. A種優先株式の消却

当社は、いつでもA種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

8. 普通株式への転換請求

A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件によりA種優先株式の当社の普通株式への転換を請求することができる。

(1) 転換の条件

①当初転換価額

転換価額は、当初は65円とする。

②転換価額の修正

転換価額は、A種優先株式発行後2年以内に到来する毎月最初の東京証券取引

所の取引日（以下「修正日」という。）に、次のうちのいずれか低い方の価格に修正される。

ア) 修正日直前における転換価額

イ) 修正日の属する月の前月の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）。

③転換価額の調整

ア) A種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。

$$\text{既発行の} + \frac{\text{新規発行の} \times \text{1株当りの}}{\text{普通株式数}} \times \text{払込金額}$$

調整後 調整前 普通株式数 時 価

$$\text{転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{普通株式数}}$$

(a) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(b) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、また株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合は、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(c) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換できる証券を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券の発行日に、また募集のための株主割当日がある場合はその日の終りに、発行される証券の総額が転換されたものとみなし、その発行日の翌日以降又は割当日の翌日以降、これを適用する。

(d) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の新株を引受ける権利を付与された証券を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券の発行日に、また募集のための株主割当日がある場合はその日の終りに、その証券に付与された当会社の普通株式の新株を引受ける権利の全部が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又は割当日の翌日以降、これを適用する。

イ) 前記ア)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。

ウ) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日（但し、株式分割を行う場合には、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日）における当会社の発行済の普通株式数とする。

エ) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（但し、前記ア) (b) 但し書に示される株式の分割を行う場合は株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）と

	<p>し、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>オ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> <p>④転換により発行すべき普通株式数 A種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は次のとおりとする。</p> $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$ <p>発行すべき株式数の算出に当って1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>⑤転換により発行する株式 当会社普通株式とする。</p> <p>(2) 転換を請求し得べき期間 平成13年10月3日から平成25年10月2日までとする。</p> <p>9. 普通株式への一斉転換 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったA種優先株式は、同期間の末日の翌日をもって、A種優先株式1株の払込金相当額を同期間の末日における前条の転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。</p> <p>平成14年 6月27日変更 平成14年 7月19日登記</p>															
<p>名義書換代理人の氏名及び住所並びに営業所</p>	<p>東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社証券代行部 本店 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 平成17年 6月30日変更 平成17年 6月30日登記</p>															
<p>役員に関する事項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="487 1176 730 1312"> <p>取締役</p> </td> <td data-bbox="730 1176 1071 1312"> <p>ストラウス・ゼルニック</p> </td> <td data-bbox="1071 1176 1421 1312"> <p>平成17年 6月29日重任 平成17年 7月13日登記</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="487 1312 730 1470"> <p>取締役 (社外取締役)</p> </td> <td data-bbox="730 1312 1071 1470"> <p>ジェフリー・エム・ヘンドレン</p> </td> <td data-bbox="1071 1312 1421 1470"> <p>平成17年 6月29日重任 平成17年 7月13日登記</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="487 1470 730 1596"> <p>取締役 (社外取締役)</p> </td> <td data-bbox="730 1470 1071 1596"> <p>ピーター・イー・バーガー</p> </td> <td data-bbox="1071 1470 1421 1596"> <p>平成17年 6月29日重任 平成17年 7月13日登記</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="487 1596 730 1722"> <p>取締役 (社外取締役)</p> </td> <td data-bbox="730 1596 1071 1722"> <p>杉本 勇次</p> </td> <td data-bbox="1071 1596 1421 1722"> <p>平成17年 6月29日重任 平成17年 7月13日登記</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="487 1722 730 1858"> <p>取締役</p> </td> <td data-bbox="730 1722 1071 1858"> <p>廣瀬 禎彦</p> </td> <td data-bbox="1071 1722 1421 1858"> <p>平成17年 6月29日重任 平成17年 7月13日登記</p> </td> </tr> </table>	<p>取締役</p>	<p>ストラウス・ゼルニック</p>	<p>平成17年 6月29日重任 平成17年 7月13日登記</p>	<p>取締役 (社外取締役)</p>	<p>ジェフリー・エム・ヘンドレン</p>	<p>平成17年 6月29日重任 平成17年 7月13日登記</p>	<p>取締役 (社外取締役)</p>	<p>ピーター・イー・バーガー</p>	<p>平成17年 6月29日重任 平成17年 7月13日登記</p>	<p>取締役 (社外取締役)</p>	<p>杉本 勇次</p>	<p>平成17年 6月29日重任 平成17年 7月13日登記</p>	<p>取締役</p>	<p>廣瀬 禎彦</p>	<p>平成17年 6月29日重任 平成17年 7月13日登記</p>
<p>取締役</p>	<p>ストラウス・ゼルニック</p>	<p>平成17年 6月29日重任 平成17年 7月13日登記</p>														
<p>取締役 (社外取締役)</p>	<p>ジェフリー・エム・ヘンドレン</p>	<p>平成17年 6月29日重任 平成17年 7月13日登記</p>														
<p>取締役 (社外取締役)</p>	<p>ピーター・イー・バーガー</p>	<p>平成17年 6月29日重任 平成17年 7月13日登記</p>														
<p>取締役 (社外取締役)</p>	<p>杉本 勇次</p>	<p>平成17年 6月29日重任 平成17年 7月13日登記</p>														
<p>取締役</p>	<p>廣瀬 禎彦</p>	<p>平成17年 6月29日重任 平成17年 7月13日登記</p>														

東京都港区六本木一丁目4番33号
 コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社
 会社法人等番号 0104-01-022656

	取締役	マイケル・ドーナマン	平成17年 6月29日重任
	(社外取締役)		平成17年 7月13日登記
	取締役	ベン・フェダー	平成17年 6月29日就任
	(社外取締役)		平成17年 7月13日登記
	取締役	本多慶行	平成17年 6月29日就任
	(社外取締役)		平成17年 7月13日登記
	指名委員	ストラウス・ゼルニック	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月13日登記
	指名委員	ジェフリー・エム・ヘンドレン	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月13日登記
	指名委員	マイケル・ドーナマン	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月13日登記
	監査委員	ピーター・イー・バーガー	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月13日登記
	監査委員	ジェフリー・エム・ヘンドレン	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月13日登記
	監査委員	杉本勇次	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月13日登記
	報酬委員	ストラウス・ゼルニック	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月13日登記
	報酬委員	ジェフリー・エム・ヘンドレン	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月13日登記
	報酬委員	ピーター・イー・バーガー	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月13日登記
	執行役	ストラウス・ゼルニック	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月13日登記

整理番号 マ086962

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

6/21

東京都港区六本木一丁目4番33号
 コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社
 会社法人等番号 0104-01-022656

執行役	中島正雄	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月13日登記
執行役	宅間正純	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月13日登記
執行役	湯川正	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月13日登記
執行役	佐伯次郎	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月13日登記
執行役	廣瀬禎彦	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月13日登記
執行役	宇都木仁	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月13日登記
執行役	竹中禎一	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月13日登記
執行役	田附章雄	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月13日登記
執行役	野村和弘	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月13日登記
執行役	橋本澄彦	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月13日登記
執行役	原康晴	平成17年 6月29日就任
		平成17年 7月13日登記
執行役	山野井眞澄	平成17年 6月29日就任
		平成17年 7月13日登記
アメリカ合衆国10021ニューヨーク州ニュー ヨーク、67番街イースト115 代表執行役 ストラウス・ゼルニック		平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月13日登記

整理番号 マ086962

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

7/21

東京都港区六本木一丁目4番33号
 コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社
 会社法人等番号 0104-01-022656

	東京都目黒区上目黒三丁目26番5号 代表執行役 廣瀬 禎彦	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月13日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は特例法第21条の17第4項で準用する商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、特例法第21条の17第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 当社は特例法第21条の17第6項で準用する商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、特例法第21条の17第1項の行為に関する執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	平成15年 6月27日設定 平成15年 7月17日登記
社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は特例法第21条の17第5項で準用する商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、特例法第21条の17第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	平成15年 6月27日設定 平成15年 7月17日登記
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 2450個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 245万株 新株予約権1個あたりの目的たる当社普通株式の数（以下「付与株式数」という。）は1000株とする。 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ 上記の他、後記「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、付与株式数は適切に調整されるものとする。 各新株予約権の発行価額 無償	

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
 140円

なお、当社が株式分割または併合を行う場合には、1株あたりの行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株あたりの行使価額を適切に調整できるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成14年6月27日から平成24年6月26日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

本新株予約権は、付与される新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

- ①当社は、取締役会の決議により、被割当事者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で消却することができるものとする。
- ②当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等において当社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権の全部を取締役会の決定する価額（無償を含む）で消却することができる。
- ③当社は、いつでも、本新株予約権を買入れ、または取得し、これを取締役会の決議により無償で消却することができるものとする。

平成14年 7月19日登記

第2回新株予約権

新株予約権の数

350個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式35万株

新株予約権1個あたりの目的たる当社普通株式の数（以下「付与株式数」という。）は1000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、後記「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、付与株式数は適切に調整されるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
 95円

なお、当社が株式分割または併合を行う場合には、1株あたりの行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株あたりの行使価額を適切に調整できるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成15年1月14日から平成25年1月13日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

本新株予約権は、付与される新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

- ①当社は、取締役会の決議により、被割当事者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で消却することができるものとする。
- ②当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等において当社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権の全部を取締役会の決定する価額（無償を含む）で消却することができる。
- ③当社は、いつでも、本新株予約権を買入れ、または取得し、これを取締役会の決議により無償で消却することができるものとする。

平成15年 1月24日登記

第3回新株予約権

新株予約権の数

200個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 20万株

新株予約権1個あたりの目的たる当社普通株式の数（以下「付与株式数」という。）は1000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、後記「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、付与株式数は適切に調整されるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1株あたり90円

なお、当社が株式分割または併合を行う場合には、1株あたりの行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株あたりの行使価額を適切に調整できるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成15年5月1日から平成25年4月30日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

本新株予約権は、付与される新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

- ①当社は、取締役会の決議により、被割当者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で消却することができるものとする。
- ②当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等において当社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権の全部を取締役会の決定する価額（無償を含む）で消却することができる。
- ③当社は、いつでも、本新株予約権を買入れ、または取得し、これを取締役会の決議により無償で消却することができるものとする。

平成15年 5月 8日登記

第4回新株予約権

新株予約権の数

130個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式13万株

新株予約権1個あたりの目的たる当社普通株式の数（以下「付与株式数」という。）は1000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、後記「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、付与株式数は適切に調整されるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1株あたり105円

なお、当社が株式分割または併合を行う場合には、1株あたりの行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株あたりの行使価額を適切に調整できるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成15年7月31日から平成25年7月30日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

本新株予約権は、付与される新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

- ①当社は、取締役会の決議により、被割当者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で消却することができるものとする。
- ②当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等において当社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権の全部を取締役会の決定する価額（無償を含む）で消却することができる。
- ③当社は、いつでも、本新株予約権を買入れ、または取得し、これを取締役会の決議により無償で消却することができるものとする。

平成15年 8月12日登記

第5回新株予約権

新株予約権の数

25個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式2万5000株

新株予約権1個あたりの目的たる当社普通株式の数（以下「付与株式数」という。）は1000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、後記「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、付与株式数は適切に調整されるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

	<p>各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 1株あたり101円 なお、当社が株式分割または併合を行う場合には、1株あたりの行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株あたりの行使価額を適切に調整できるものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成15年12月19日から平成25年12月18日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） 本新株予約権は、付与される新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。</p> <p>当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当社は、取締役会の決議により、被割当者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で消却することができるものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等において当社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権の全部を取締役会の決定する価額（無償を含む）で消却することができる。 ③当社は、いつでも、本新株予約権を買入れ、または取得し、これを取締役会の決議により無償で消却することができるものとする。 <p style="text-align: right;">平成16年 1月 8日登記</p>
	<p>第6回新株予約権 新株予約権の数 750個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式75万株 新株予約権1個あたりの目的たる当社普通株式の数（以下「付与株式数」という。）は1000株とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>上記の他、後記「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、付与株式数は適切に調整されるものとする。</p> <p>各新株予約権の発行価額 無償</p>

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1株あたり101円

なお、当社が株式分割または併合を行う場合には、1株あたりの行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株あたりの行使価額を適切に調整できるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成16年1月1日から平成25年12月31日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

本新株予約権は、付与される新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

- ①当社は、取締役会の決議により、被割当事者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で消却することができるものとする。
- ②当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等において当社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権の全部を取締役会の決定する価額（無償を含む）で消却することができる。
- ③当社は、いつでも、本新株予約権を買入れ、または取得し、これを取締役会の決議により無償で消却することができるものとする。

平成16年 1月 8日登記

第7回新株予約権

新株予約権の数

100個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式10万株

新株予約権1個あたりの目的たる当社普通株式の数（以下「付与株式数」という。）は1000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、後記「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、付与株式数は適切に調整されるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1株あたり115円

なお、当社が株式分割または併合を行う場合には、1株あたりの行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株あたりの行使価額を適切に調整できるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成16年3月3日から平成26年3月2日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

本新株予約権は、付与される新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

- ①当社は、取締役会の決議により、被割当者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で消却することができるものとする。
- ②当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等において当社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権の全部を取締役会の決定する価額（無償を含む）で消却することができる。
- ③当社は、いつでも、本新株予約権を買入れ、または取得し、これを取締役会の決議により無償で消却することができるものとする。

平成16年 3月24日登記

第8回新株予約権

新株予約権の数

100個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式10万株

新株予約権1個あたりの目的たる当社普通株式の数（以下「付与株式数」という。）は1000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、後記「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、付与株式数は適切に調整されるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1株あたり111円

なお、当社が株式分割または併合を行う場合には、1株あたりの行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株あたりの行使価額を適切に調整できるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成16年5月19日から平成26年5月18日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

本新株予約権は、付与される新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

- ①当社は、取締役会の決議により、被割当事者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で消却することができるものとする。
- ②当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等において当社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権の全部を取締役会の決定する価額（無償を含む）で消却することができる。
- ③当社は、いつでも、本新株予約権を買入れ、または取得し、これを取締役会の決議により無償で消却することができるものとする。

平成16年 6月14日登記

第9回新株予約権

新株予約権の数

230個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式23万株

新株予約権1個あたりの目的たる当社普通株式の数（以下「付与株式数」という。）は1000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、後記「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、付与株式数は適切に調整されるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

	<p>各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 1株あたり119円 なお、当社が株式分割または併合を行う場合には、1株あたりの行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株あたりの行使価額を適切に調整できるものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成16年6月29日から平成26年6月28日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） 本新株予約権は、付与される新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。</p> <p>当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当社は、取締役会の決議により、被割当者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で消却することができるものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等において当社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権の全部を取締役会の決定する価額（無償を含む）で消却することができる。 ③当社は、いつでも、本新株予約権を買入れ、または取得し、これを取締役会の決議により無償で消却することができるものとする。 <p style="text-align: right;">平成16年 7月14日登記</p>
	<p>第10回新株予約権 新株予約権の数 210個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式21万株 新株予約権1個あたりの目的たる当社普通株式の数（以下「付与株式数」という。）は1000株とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>上記の他、後記「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、付与株式数は適切に調整されるものとする。</p> <p>各新株予約権の発行価額 無償</p>

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1株あたり107円

なお、当社が株式分割または併合を行う場合には、1株あたりの行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株あたりの行使価額を適切に調整できるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成17年4月1日から平成27年3月31日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

本新株予約権は、付与される新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

- ①当社は、取締役会の決議により、被割当者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で消却することができるものとする。
- ②当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等において当社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権の全部を取締役会の決定する価額（無償を含む）で消却することができる。
- ③当社は、いつでも、本新株予約権を買入れ、または取得し、これを取締役会の決議により無償で消却することができるものとする。

平成17年 4月12日登記

第11回新株予約権

新株予約権の数

240個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式24万株

新株予約権1個あたりの目的たる当社普通株式の数（以下「付与株式数」という。）は1000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、後記「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、付与株式数は適切に調整されるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

1株あたり110円

なお、当社が株式分割または併合を行う場合には、1株あたりの行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株あたりの行使価額を適切に調整できるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成17年6月29日から平成27年6月28日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

本新株予約権は、付与される新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

- ①当社は、取締役会の決議により、被割当者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で消却することができるものとする。
- ②当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等において当社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権の全部を取締役会の決定する価額（無償を含む）で消却することができる。
- ③当社は、いつでも、本新株予約権を買入れ、または取得し、これを取締役会の決議により無償で消却することができるものとする。

平成17年 7月13日登記

第12回新株予約権

新株予約権の数

100個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式10万株

新株予約権1個あたりの目的たる当社普通株式の数（以下「付与株式数」という。）は1000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記の他、後記「各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、付与株式数は適切に調整されるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

	<p>各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 1株あたり100円 なお、当社が株式分割または併合を行う場合には、1株あたりの行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株あたりの行使価額を適切に調整できるものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成17年6月29日から平成27年6月28日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） 本新株予約権は、付与される新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとする。各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。</p> <p>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当社は、取締役会の決議により、被割当者が行使し得なくなった本新株予約権を無償で消却することができるものとする。 ②当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等において当社取締役会が必要と認めるときは、本新株予約権の全部を取締役会の決定する価額（無償を含む）で消却することができる。 ③当社は、いつでも、本新株予約権を買入れ、または取得し、これを取締役会の決議により無償で消却することができるものとする。 <p style="text-align: right;">平成17年 7月13日登記</p>
<p>新株の引受権の行使により発行すべき株式</p>	<p>平成14年1月30日の臨時株主総会で決議された新株の引受権 目的たる株式 普通株式475万株 なお、当社が株式分割または株式併合（準備金の資本組入れまたは配当可能利益の資本組入れによる場合を含む。以下同じ）を実施した場合は、上記付与株式数を以下の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>発行価額 金98円 なお、当社が株式分割または株式併合を実施した場合は、上記価額を以下の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。</p> $\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>新株の引受権を行使することのできる期間 平成14年2月6日から平成24年1月30日</p> <p style="text-align: right;">平成14年 2月12日登記</p>

東京都港区六本木一丁目4番33号
 コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社
 会社法人等番号 0104-01-022656

債権譲渡	第2003-14091号債権譲渡 登記の年月日 平成15年6月30日 譲受人 東京都千代田区九段南一丁目3番1号 株式会社あおぞら銀行	平成15年 7月 1日登記
	第2004-20993号債権譲渡 登記の年月日 平成16年8月27日 譲受人 東京都千代田区九段南一丁目3番1号 株式会社あおぞら銀行	平成16年 8月30日登記
	第2005-23782号債権譲渡 登記の年月日 平成17年8月31日 譲受人 東京都千代田区九段南一丁目3番1号 株式会社あおぞら銀行	平成17年 9月 1日登記
委員会等設置会社 に関する事項	委員会等設置会社 平成15年 6月27日設定	平成15年 7月17日登記

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成17年 9月14日
 東京法務局港出張所
 登記官

杉谷 貴



整理番号 マ086962

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

21/21